

技術提案・交渉方式に係る手続き開始の公示（建設工事）

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。

平成28年 3月24日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 大阪管理局長 梅谷 貞実

1 工事概要

(1) 工事名 神戸長田トンネル避難連絡坑工事（28 - 山手）

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの試行工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する。

設計業務

- 1) 業務内容 神戸長田トンネルの既設トンネル内から上下線トンネルを接続する避難連絡坑を設置する工事（下記 の工事）に先行して詳細設計等を行うものである。
- 2) 業務期間 契約締結日の翌日から12か月間
- 3) 業務参考額 業務参考額については、競争参加者からの見積を踏まえて設定し、別途通知する。
なお、参考額は単なる目安であり、その範囲内での契約を要するものではない。

工事

- 1) 工事場所 神戸市道高速道路2号線（阪神高速道路31号神戸山手線）
（神戸市長田区大谷町～同市須磨区妙法寺付近）
 - 2) 工事内容 避難連絡坑 4カ所
 - 3) 工事期間 工事契約時に設定する。
 - 4) 工事参考額 18億円（税抜）（予算規模額として設定）
- (2) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。
- (3) 本工事は、すべての参加者から競争参加資格確認申請時に設計業務費見積書の提

出を求める工事である。

- (4) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則第 6 条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 一般競争参加資格の認定

下記に示すそれぞれの認定を受けていること。

設計業務の契約の締結までに阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る平成 25～28 年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

設計業務の契約の締結までに建設工事の「土木」の等級 A に係る平成 27・28 年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、阪神高速が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 対象業務及び対象工事に対する等級区分及び企業の形態

設計業務

単体又は 2 者による設計共同体であること。

ただし、単体の場合は、設計業務の契約の締結までに阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」並びに建設工事の「土木」の等級 A に係る平成 27・28 年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

設計共同体の場合にあっては、上記 に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。

工 事

単体又は 2 者による特定建設工事共同企業体であること。

ただし、単体の場合は、設計業務の契約の締結までに建設工事「土木」の等級

Aに係る平成 27・28 年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

特定建設工事共同企業体の場合にあつては、代表者・構成員ともに建設工事「土木」の等級Aの認定を受けた者により構成される特定建設工事共同企業体であること。

(5) 地域要件

建設業法に基づく本支店・営業所の所在地による限定はしない。

(6) 業務の実績

業務の実績についてはこれを求めない。

(7) 工事の施工実績

平成 12 年度以降に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績（完成し引渡し済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

ただし、阪神高速が発注し、完成し引き渡した工事の場合は、工事成績評定点が 65 点未満の工事は施工実績として認めない。また、国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。また、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者・構成員ともに、下記に示す工事の施工実績を有すること。

・ NATM によるトンネル工事

(8) 技術提案書

下記 3（3）イ）に示す評価項目に対する本工事における技術提案を記載した技術提案書が適切であること。なお、詳細については、説明書を参照すること。

(9) 工事成績評定点

阪神高速が発注した工事のうち、過去 2 年度（平成 25 年度及び平成 26 年度）に完成し引き渡しされた工事の実績がある場合は、平成 25 年度及び平成 26 年度の工事成績評定点の平均が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

(10) 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着工時に専任で配置できること。なお、本工事の現場着工時期は平成 29 年 9 月頃を予定している。また、詳細設計期間においては専任の義務はなく、基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる工事経験を有する者を配置すること。

下記に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 1 級土木施工管理技士
- ・ 技術士（建設部門）

平成12年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事の工事経験を有する者であること。

ただし、工事経験の取り扱いは、上記(7)の施工実績の取り扱いに同じ。

・NATMによるトンネル工事

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

専任の監理技術者等にあつては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)提出日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

配置予定技術者を主任技術者とする場合は、下請契約の金額を建設業法により許可されている範囲内(3,000万円未満)とすること。なお、申請書及び資料提出時に下請契約の金額が未定である場合は、配置予定技術者は監理技術者として登録すること。

資料提出時において配置予定技術者が確定していない場合、現場着工時に、上記～の条件を満たす技術者を配置すること。この場合、別に定める誓約書を提出すること。

(11) 競争参加停止措置

申請書及び資料の提出期限日から設計業務の契約までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置(以下「競争参加停止措置」という。)を受けていないこと。

(12) 暴力団等排除措置規則

申請書及び資料の提出期限日から設計業務の契約までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(13) 設計共同体

設計共同体を結成する場合には、説明書を参照すること。

(14) 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体を結成する場合には、説明書を参照すること。

(15) 設計業務等の受託者等との関連

本工事に係る既設計業務等の受託者等(受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(16) 競争参加者間の資本・人的関係

本競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関

係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(説明書参照)

3 技術提案・交渉方式に関する事項

(1) 技術提案書等

技術提案書又は最終技術提案書及び工事の施工体制確保確認書(以下「技術提案書等」という)について、下記(3)に示す評価項目に対する本工事における技術提案等の記載が適切であること。なお、詳細については、説明書を参照すること。

(2) 技術提案・交渉方式の仕組み

本工事の技術提案・交渉方式は、以下の方法により優先交渉権者を選定する方式とする。なお、詳細については説明書を参照すること。

技術評価点として、上記2(8)に関する技術提案書の評価に応じて付与する点数として最大65点を付与する。また、工事の施工体制確保確認書(以下、「体制確保」という。)に関する評価点として最大10点を付与する。

技術評価点と体制確保に関する評価点を合計して算出した総合評価値により、優先交渉権者を選定する。

(3) 評価項目

各評価項目の内容を以下に示す。なお、詳細については、説明書を参照すること。

イ) 技術提案に関する事項

1. 業務の実施体制確保に関する取り組みについて(実施体制確保の確実性)

2. 特定テーマ

1) 特定テーマ(1)

2) 特定テーマ(2)

3) 特定テーマ(3)

4) 特定テーマ(4)

ロ) 工事の施工体制確保確認書に関する事項

1) 工事の施工体制確保に関する取り組みについて(施工体制確保の確実性)

2) 品質管理・安全管理に関する取り組みについて(品質・安全確保の実効性)

(4) 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案書等を提出した者の中から、評価値が最上位である者を優先交渉権者として選定する。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点を優先するものとし、それも同等であればくじ引きにより優先交渉権者を決定する。優先交渉権者として選定した者には書面により通知する。

また、交渉権がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を同じく書面により通知する。

それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく書面

により通知する。

なお、次順位の交渉権者においては、非特定の通知までの期間にあっては書面により交渉権の辞退を申し出ることができる。

(5) 技術提案等の履行に関する事項

技術提案書等は契約書に添付するものとし、設計に関連する技術提案項目については設計業務に反映させるものとする。また、工事に関連する技術提案項目については、技術対話時や設計業務の契約後に実施した調査結果及び設計業務の進捗等に伴いその採用が認められなかった項目を除き履行するものとする。なお、契約書に添付する技術提案書については、最終技術提案書で改善された項目が明らかとなるようにしておくこと。

技術提案書等に記載された内容については、業務中及び業務完了時、並びに工事中及び工事完成時に確認できる項目を、契約後に提出する業務計画書及び施工計画書等に反映させるものとし、業務中及び業務完了時並びに工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。

受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定または工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。

なお、技術提案書等に記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

また、技術提案書等に記載された内容について、さらに工夫を加えて品質向上等に寄与した場合や、技術提案内容の履行が困難となるような制約が生じたがそれを克服して履行を達成した等の場合においては、工事成績評定において加点する場合がある。

4 手続等

(1) 担当部署

〒552-0006

大阪市港区石田3丁目1番25号

阪神高速道路株式会社大阪管理局 総務・管理部 経理課

電話06-6576-3881内線4135

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成28年3月25日（金）から平成28年4月21日（木）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前10時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで。

交付場所：上記（1）に同じ

交付方法：無償で直接交付する

(3) 競争参加資格確認申請書及び資料(以下「申請書等」という。)の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、次に従い、申請書等を提出すること。

提出期間：平成28年3月25日(金)から平成28年4月21日(木)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前10時から午前12時まで、午後1時から午後4時まで

提出場所：上記(1)に同じ

提出方法：下記のとおり

持参又は郵送によって、申請書等(1部)を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。また、郵送による提出は、一般書留又は簡易書留によること。

なお、詳細については、説明書によること。

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成28年5月12日(木)から平成28年6月10日(金)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前10時から午前12時まで、午後1時から午後4時まで

提出場所：上記(1)に同じ

提出方法：下記のとおり

持参又は郵送によって、技術提案書(1部)を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。また、郵送による提出は、一般書留又は簡易書留によること。

なお、詳細については、説明書によること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

業務

契約保証金は免除する。

工事

契約保証金は納付すること。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(3) 配置予定技術者の確認

工事の見積り合わせ後に、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により、監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

また、他の機関の工事を含めた他の工事と重複しているにもかかわらず見積り合わせし、専任制違反により契約できなかった場合は、競争参加停止措置を行うことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

競争参加資格申請時に配置予定技術者を確定していない場合は、契約締結後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、競争参加停止措置を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要 (本件は電子契約を推奨します。)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4(3)により、申請書及び資料を提出できるが、競争に参加するためには、設計業務の契約までに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7) 技術提案書等の内容についての技術対話の実施日時及び場所等は別途通知する。

(8) 企業結合確認資料についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

(9) 技術提案書の提出がない又は適切でない場合は、交渉権者に選定されない。

(10) 技術提案書の改善事項の要請

阪神高速は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で要請するものとする。

(11) 詳細は、説明書による。